

## 質 問 回 答

2020年7月10日

「ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年6月17日/公示番号:20a00213)について、質問と回答は以下の通りです。

※シェード部分は7月7日回答済みです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.23 5. 見積書作成にかか る留意事項 (2)別見積につい て	1)旅費(その他;戦争特 約保険料)とありますが、 航空賃は含まない(別見 積ではない)という理解で よろしいでしょうか?	現在の定期便の運行状況を踏まえ、旅費(航空賃)につきましては、別見積とします。 契約交渉時以降、実際の渡航時期が具体化し、かつ航空賃見積が入手できる時期に合意 単価につき改めて協議致します。
2	P24 5.(3) 1)	モニタリングにかかる現地 人材の旅費・交通費に日 当・宿泊費は含まれない という理解でよろしいで しょうか?	パイロット活動モニタリングを行うための対象郡内の移動・滞在にかかる日当(域内交通費 含む)・宿泊費を含みます。現地人材が居住地等(対象郡外)から対象郡に移動する交通 費は含まれません。 なお、当該部分の記載に誤りがあったため以下のとおり修正します。 <b>【誤】</b> モニタリングにかかる現地人材(現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等)旅費・ 交通費 —旅費・交通費(5千円)×20日×3郡×16か月 <b>【正】</b> モニタリングにかかる現地人材(現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等)旅費・ 交通費 —旅費・交通費(5,500円)×2名×20日×3郡×16か月

3	P24 5.(3) 1)	ガーナのセミナー運営では、参加者へ日当を支給したり、飲食物を提供したりする規定はありますか？あれば単価を教えてください。	日当支給、飲食物提供の有無及び単価はガーナ政府及び発注者と協議し、合意のうえ決定します。なお必要経費はセミナー実施関連費(定額計上)に含みますので、別途計上の必要はありません。
4	P24 5.(3) 1)	セミナー参加者の交通費を支出することは想定されますか？	セミナー参加者の交通費支給の有無はガーナ政府及び発注者と協議し、合意のうえ決定します。なお必要経費はセミナー実施関連費(定額計上)に含みますので、別途計上の必要はありません。
5	P24 5.(3) 1)	モニタリングにかかる現地人材の旅費・交通費(単価 5000 円)は、郡・コミュニティへの出張にかかる交通費で、中央や州への交通費は含まれていないという理解でよろしいでしょうか？	パイロット活動モニタリングを行うための対象郡内の移動・滞在にかかる日当(域内交通費含む)・宿泊費を含みます。現地人材が居住地等(対象郡外)から対象郡に移動する交通費及び中央や州に移動する交通費は含まれません。 なお、定額計上の記載について訂正がありましたので、質問2への回答をご覧ください。
6	P24 5.(3) 1)	中央から地方レベル(郡レベル)のセミナーに人がモニターなどで参加することが予想されます。その際の交通費、宿泊費は、定額計上の中に含まれていますか？	セミナー参加者の交通費支給の有無はガーナ政府及び発注者と協議し、合意のうえ決定します。なお必要経費はセミナー実施関連費(定額計上)に含みますので、別途計上の必要はありません。
7	P22 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託	現地再委託する場合、交通費(郡への移動)は定額計上に含まれている	定額計上の対象となる「モニタリングにかかる現地人材旅費・交通費」には、パイロット活動モニタリングを行うための対象郡内の移動・滞在にかかる日当(域内交通費含む)・宿泊費を含みますが、現地人材が居住地等(対象郡外)から対象郡に移動するための交通費、そ

	P24 5.(3) 1)	が、それ以外の経費である活動費、人件費、機材費、通信費、交通費(中央・州への移動)を現地再委託費として計上するという理解でよろしいでしょうか。	れ以外の経費(活動費、人件費、機材費、通信費、交通費(中央・州への移動)等)は含みません。定額計上の記載について訂正がありましたでの、質問2への回答をご覧ください。定額計上に含まれない経費に関連する業務を現地再委託する場合は、当該経費を現地再委託費として本見積りに計上願います。
8	P22 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託	再委託費の上限はありますか？	再委託費の上限はありません。但し、本調査にかかる契約交渉に際し、契約交渉権者と発注者にて再委託業務の内容とあわせて必要な経費を確認します。契約締結後、受注者は、その経費の範囲内で、再委託業者と契約いただくこととなります。
9	P24 5.(6)	想定しているのはアシャンティ州 1 州のみでしょうか？複数の州を選定することは可能でしょうか？	見積書作成の条件としてアシャンティ州と仮定していますが、複数の州に跨る郡を提案いただくことも可能です。なお、第2章4(2)記載のとおり、郡・コミュニティの選定には、地理的な位置による業務効率も考慮願います。
10		有効期限内の語学証明書がなく、コロナの影響で試験が開催されない状況です。	新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案した、コンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00000qsv32-att/20200619_01.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00000qsv32-att/20200619_01.pdf</a>
11	21 業務従事予定者の経験、能力	CLFZ 分析も 2 名の分担体制にすることはできるでしょうか？	2 名の分担体制のご提案は可能です。最も効果・効率的な体制について、その理由も付してプロポーザルにてご提案願います。
12	21 業務従事予定者の経験、能力	業務管理グループを設置する場合、業務主任者が児童労働政策分析を兼務しない体制は可能でしょうか？(例えば、「業務主任	業務主任者が児童労働政策分析を兼務しない体制のご提案は可能です。最も効果・効率的な体制について、その理由も付してプロポーザルにてご提案願います。発注者として、ご提案いただく業務管理グループの妥当性について、調査の質確保、効率性等の観点から評価をさせていただきます。

		者／プラットフォーム連携」+「副業務主任者／児童労働政策分析」といった体制)	
13	24 パイロット活動支援に係る直接経費の計上方法	「パイロット活動支援に係る直接経費(セミナー実施関連費、モニタリングにかかる現地人材(現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等)旅費・交通費：30,000千円)」とありますが、見積上は、「一般業務費の③セミナー等実施関連費」として計上すべきでしょうか？その場合、パイロット活動支援の一部を現地再委託することは可能でしょうか？ それとも、パイロット活動支援の一部を現地再委託する場合は、30,000千円を「一般管理費(③セミナー等実施関連費)」と「再委託費((1)現地再委託費)」に分けて計上すべきでしょうか？	以下のとおり計上願います。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般業務費－セミナー等実施関連費：19,440千円</li> <li>・一般業務費－旅費・交通費：10,560千円(5,500円×2名×20日×3郡×16か月)</li> </ul> <p>パイロット活動支援の一部を現地再委託することは可能です。その場合、現地再委託分は、「再委託費－現地再委託費」に計上し、一般業務費に計上した分と合わせたパイロット活動支援に係る直接経費の合計を定額計上の30,000千円としてください。</p>

14	24 パイロット活動支援に係る直接経費の計上方法	「パイロット活動支援に係る直接経費(セミナー実施関連費、モニタリングにかかる現地人材(現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等)旅費・交通費: 30, 000千円)」とありますが、30, 000千円のみを計上すれば、その他の費用(会場等の借り上げ費、資料・教材等のコピー・製本費、視聴覚教材・資料の作成費、消耗品等購入費、講師・通訳等に係る諸謝金、セミナー等参加者の旅費および交通費等)は別途計上は不要という理解でよろしいでしょうか。	セミナー実施にかかる直接経費としての会場等の借り上げ費、資料・教材等のコピー・製本費、視聴覚教材・資料の作成費、消耗品等購入費、講師・通訳等に係る諸謝金、セミナー等参加者の旅費および交通費等は定額計上に含まれており、別途計上の必要はありません。 ただし、セミナー以外で使用する視聴覚教材・資料や消耗品等の作成費及び購入費は別途計上願います。
15		ダイバーシティ枠は、所属先が異なる団員で担当業務を分けることも可能でしょうか？	可能です。
16		2020年6月発出の、「語学能力の評価基準」の暫定的運用において、TOEIC IP テストも評価	IP スコアレポートは語学評価の参考としますが、「語学資格認定証」とは位置付けられませんので、ご提示のように「公開テストが受験できなかった理由」やその他評価対象者の語学能力を推定させる事実や資料(ご提示の海外大学院卒業証書も有効だと考えます。)を丁寧に記述・提示願います。

		対象とすると認めておられますが、満席であったため、受験ができませんでした。2001年の海外の大学院卒業証書を評価対象者の語学証明として認めていただけますでしょうか？	
17		2020年6月発出の、「語学能力の評価基準」の暫定的運用において、「取得後11年まで」のものを対象として認めていらっしゃいます。評価対象者の産前産後休暇及び育児休暇(計2012年～2015年にかけて計8.5ヵ月)を勘案し、2009年5月31日のTOEIC公開テストの結果を、語学証明として認めていただけますでしょうか？	上述のとおり、語学評価の参考としますので、理由を添えてプロポーザルに添付してください。
18	P24 5.(3) 1)	セミナーの際、中央・州政府関係者の地方への移動にかかる費用は、定額計上にくまるとのことでしたが、アセスメントの	中央・州政府関係者のセミナー参加のための地方への移動にかかる費用の支給有無は、ガーナ政府及び発注者と協議し、合意の上決定しますが、必要経費はセミナー実施関連費(定額計上)に含みます。一方、Assessment Teamによる事前評価及び本評価の実施にかかる費用は定額計上に含みませんので、別途本見積りに計上願います。

		実施にかかる費用(中央・州政府関係者の郡・コミュニティへの交通費、日当、宿泊費)は、定額計上に含まれていますでしょうか？	
19	P24 5.(3) 1)	アセスメントの実施にかかる費用(郡政府関係者のコミュニティへの交通費、日当、宿泊費)は、定額計上に含まれていますでしょうか？	Assessment Team による事前評価及び本評価の実施にかかる費用は定額計上に含みませんので、別途本見積りに計上願います。

以上